

平成23年7月

平成23年度「違法伐採対策・合法木材普及推進事業」の 進め方について（案）

1 趣旨

違法伐採問題に効果的に対応するため、合法性等の証明された木材・木材製品について、その信頼性の向上と供給体制の整備、普及啓発等に資することとし、以下のとおり、①違法伐採対策・合法木材普及推進委員会の開催、②木材の合法性証明等の表示にかかる実証事業（以下「合法木材表示実証事業」という）③木材の合法性証明の信頼性向上および企業等を対象とした合法木材の普及事業（以下「合法木材普及事業」という）、を実施する。

2 違法伐採対策・合法木材普及推進委員会等の開催

本事業の基本方針の作成や事業の実効性確保のため「違法伐採対策・合法木材普及推進委員会」を設置し、年2回開催する。メンバーは、学識経験者、木材業界、需要者側団体、環境NGO等による10名程度を構成員とする。

本事業のうち合法木材表示実証事業に関して表示内容・手続きを含めた実施方針の作成や事業の実効性確保のため、「合法木材表示実証部会」を設置し年数回開催する。メンバーは、学識経験者、木材業界、需要者側団体、環境NGO等による15名程度を構成員とする。

3 合法木材表示実証事業

（1）実証事業（全木連・林業経済研究所）

ア 合法木材に関するラベリング実証調査

合法木材供給事業者による合法木材へのラベリングの実施・普及及び関連する情報収集をするとともに、専門委員による分析をおこなう。

製材、合板、集成材、家具、木製品など国産材・輸入材を含め対象とする。

なお、この事業の実施に際し、合法木材推進マークの使用規程を一部改定する。

イ) 実証ラベリング事業者の選定

自社の製品に合法木材のマークを貼付して出荷することが効果的・効率的な合法木材供給事業者をラベリング事業者として選定する。

イ) 合法木材製品等へのマークの表示と普及

ラベリング事業者は最低1製品についてシールの貼付・印字などの方法により合法木材を示すマーク(全木連が使用規程を別途定めたもの)の表示をする。

ウ) 原料・流通段階でのマークの表示

イ)の製品の原料調達過程、流通過程などさら上流の過程におけるラベリングの可能性を検討する。

エ) 原料調達を含む流通過程の調査

ラベリング事業者の協力を得てイ)の製品を中心に原料調達過程を調査し、産地、合法性証明の過程などを明らかにする。

オ) 合法木材製品等の表示にかかる評価に関する調査

表示にかかる直接・間接に関連する経費や人的なコストなどを調べ、また、ラベリング事業者の表示全般に関する意見を把握する。また、合法木材供給事業者を対象に幅広くラベリングの実施可能性に関するアンケート調査を実施する。

カ) ユーザーを対象としたアンケート調査・ヒアリング調査

合法木材製品の普及の観点から、今回のラベリングの結果がどのように機能したか検証するため、DIY店、建築施工企業など製品のユーザーを幅広く対象としてアンケート調査等を実施する。

イ その他

ア) 他分野のラベリング実態調査

有機農産物など先行の環境ラベリングの実態を、普及実態と経緯、信頼性の管理、コストなどの観点から調査する。

イ) 県産材ラベリング実態調査

中小製材工場のラベリングの可能性を追求するため、既存の県産材認定事業の中のラベリングの実態を網羅的に調査し、提言をおこなう。

(2) 事業効果の確認(全木連)

ア 海外合法木材調査

輸入材製品に関する(1)ア、エ)原料調達過程の調査と関連し、当該輸入材の輸出国における合法性証明およびラベリングの実態を調査する。

イ 展示会への出展

実証調査の事例を紹介するとともに、合法木材の PR のためエコプロダクツ展に出展する

(3) 成果の普及 (全木連)

ア 報告会の開催

東京においてラベリング実証調査に参加した事業者を含め、調査全体の成果を基に報告会を開催する。(平成24年2月予定)

イ 報告書の作成

4 合法木材普及事業

(1) 信頼性の向上

ア 認定団体等の情報開示と研修 (全木連)

ア) 合法木材供給事業者等の研修

合法木材供給事業者の認定団体を対象とした中央研修を9月に開催する。また、認定団体が各地で実施する、認定事業者への研修を支援する。

イ) 供給事業者への情報提供の体制の整備

供給事業者、認定団体の情報を合法木材ナビ上に正確・迅速に掲載するとともに、プレカット加工業者、納材業者など合法木材供給上重要な事業者向けのパンフレットを配布する。

ウ) 海外への情報提供

中国の日本に対する木材輸出関係者を対象としたセミナーを開催する。

エ) 展示会への出展

供給体制の信頼性をPRするため、環境製品の展示会に出展する。

イ 合法木材システムモニタリング (林業経済研究所)

ア) モニタリング管理委員会

具体的なモニタリングの方法・手順等について検討するため、専門委員会を年2回開催する。委員については、合法木材供給システムに精通した学識経験者から選任する。

イ) 合法木材事業者モニタリング

供給事業者の活動を評価し、活動水準を向上させシステム全体の信頼性を確保するため、認定団体の協力を得て、一定の事業者を抽出して実態把握のためのモニタリングを実施し、これらの結果を集計、分析して問題点を把握する。

ウ) 認定団体ヒアリング調査モニタリング

一定の基準に従って抽出した認定団体に対し面接調査を実施する。その結果について検討、分析を行い問題点を明らかにする。

エ) 認定団体アンケート調査

供給事業者を認定する全認定団体についてアンケート調査を実施し、認定団体全体の実態把握を行い集計、分析して問題点を把握する。

(2) 合法木材の普及啓発

ア 消費地における合法木材普及の実施 (FoE ジャパン)

ア) セミナーの開催

消費地において企業向けのセミナーを開催する。

イ) エコプロダクツ展などへの出展

違法伐採問題を防ぐため合法木材の役割を消費者にPRする。

イ 地方における合法木材の普及の実施 (全木連)

ア) 地方中核都市での需要者向けセミナーの開催

地方自治体、企業など調達者向けのセミナーを地方中核都市で開催する。

イ) 地方紙など市民向けマスコミの活用

地方紙を活用した消費者向けのPRを実施する。

ウ) ダイレクトメール

地方自治体、企業向けのダイレクトメールによるPR活動を実施する。

ウ 情報窓口の設置運営

合法木材ナビのモニター (仮称) からの意見を求めホームページの改善に活かすとともに、課題別の質問への回答体制を整備し、回答の蓄積を基にQ & Aの充実をはかる。